

東京農業大学 新入生保護者の皆様へ

学生総合プランのご案内



【こども総合保険】付帯特約

(学業費用補償・借家人賠償責任補償・生活用動産補償
熱中症補償・長期保険・特定感染症補償・賠償事故解決特約)

団体割引

10%適用



賠償事故に対応!!

高額な賠償事例が発生している自転車運転中の事故のような、第三者に対する賠償責任を負った場合に1億円まで補償します。

※示談交渉サービスがセットされています。

学資費用を補償!!

扶養者の方がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に授業料等の学資を補償します。

特定感染症補償は O-157等の特定感染症や 新型コロナウイルス 感染症も対象!!

O-157等の特定感染症や新型コロナウイルス感染症による後遺障害・入院・通院も補償します。

本制度は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内の契約は被保険者（保険の補償を受けられる方）数が100名以上であることを前提として、10%の団体割引が適用されています。被保険者数が100名に満たなかった場合には保険金額・保険料が変更となります。

お申込み 方法

申込み期間：ご案内到着後、即日より受け付けます。

同封の振込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りのゆうちょ銀行よりお振り込みください。
なお、3月25日以降お振り込みの場合、補償開始日はゆうちょ銀行へ振り込んだ日を含め、7日後からとなります。詳しくは、取扱代理店有限会社農大桜丘までご連絡ください。

申込締切日：2023年3月24日（金） 締切後も受付

※4月30日以降お振込の場合はパンフレット記載の保険料とは異なりますので農大桜丘までお電話ください。

学校生活をサポートする7つの補償

学生総合プランはこんな場合に保険金をお支払いします。

※後記「補償の概要」をご覧ください。

1 傷害補償

お子さまのさまざまな事故によるケガを24時間・365日**国内外**で補償する保険です。

学校内はもちろん、通学途上、スポーツ、レジャー中等における急激かつ偶然な外来の事故によるケガについて**1日目より**補償します。

- ・サッカーやテニスの練習中に転んで捻挫をしてしまった。
- ・自転車で登校途中、転んでケガをした。
- ・下校中、交通事故に遭い、足首を骨折した。



2 育英費用・学資費用

扶養者の万一にも育英費用・学資費用保険金でお子さまの将来をバックアップします。

例えば、大学生のお子さまが卒業するまでに必要な費用は入学後の**4年間で約998万円**にもなると言われています。もし、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり重度の後遺障害を負われた場合、お子さまの将来計画を狂わせることがないよう、育英費用・学資費用保険金をお支払いします。



3 賠償責任補償

ついうっかりの賠償事故はご家族まとめて**国内外問わず**補償します。自転車保険条例化にも対応。

元気のいいお子さまがつい他人の財物を壊してしまったり、他人にケガをさせてしまったりなど法律上の損害賠償責任を負ったときはしっかりカバーします。(国内のみ示談交渉サービス付)

(示談交渉サービスについて)

- ・国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- ・示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の同意が必要となります。
- ・この補償の対象となる事故に限りです。
- ・賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

通学中も安心



- ・自転車運転中、他人とぶつかりケガを負わせた。
- ・キャッチボール中、誤って隣家の窓ガラスを割ってしまった。
- ・犬を散歩中、犬が他人に噛みつき、ケガを負わせた。

4 借家人賠償責任補償

一人暮らし用

はじめての一人暮らしでも安心! 大家さんに対する賠償事故の補償です。

はじめてのアパートや下宿先での一人暮らし。お子さまもごぞかし、不安でいっぱいでしょう。でも大丈夫、万が一誤って火災などの事故を起こした場合にも大家さんに対する法律上の損害賠償責任を補償します。



5 生活用動産補償

一人暮らし用

はじめての一人暮らしでも安心! 火災などで損害を受けた生活用品の補償です。

アパートなどで家具・衣類などの生活用動産が、万が一火災、破裂、漏水などの事故によって損害を被った場合に補償します。*

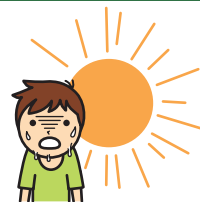
*携帯電話、ノート型パソコン、タブレットなど対象にならないものもあります。



6 熱中症補償

クラブ活動など屋外で活動をされる活発なお子さまには安心の補償です。

クラブ活動や課外実習など、偶然な外来による日射または熱射によって、その身体に障害を被った場合に補償します。



7 特定感染症補償

特定感染症に感染した場合に補償します。

O-157による細菌性食中毒等の特定感染症や新型コロナウイルス感染症等により、後遺障害が生じた場合、入院・通院した場合に補償します。

※保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は対象になりません。
なお発病の認定は医師の診断によります。



学生総合プランのおすすめタイプ

		大学生（職種区分A、4年間一括払い）			
		自宅生タイプ		一人暮らしタイプ	
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
保 険 金 額	死亡・後遺障害	200万円			
	傷 入院保険金日額	5,000円	4,000円	5,000円	4,000円
	害 手術保険金	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5			
	通院保険金日額	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円
	育 英 費 用	一時金として100万円を補償します。			
	学 資 費 用	毎年100万円を限度に実額を補償します。			
	賠 償 責 任	1億円			
	借 家 人 賠 償 責 任	—		500万円	
	生 活 用 動 産	—		50万円	
	熱 中 症	日射病や熱中症により障害を被った場合、上記傷害の各種保険金額を補償します。			
特 定 感 染 症	特定感染症を発病した場合、上記傷害の各種保険金を補償します。 ※後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金（死亡保険金、手術保険金は含まれません）				
一 括 払 保 険 料 （4年間合計保険料）		54,360円	62,820円	63,710円	72,170円
補償期間：2023年4月1日～2027年4月1日まで（4年間）					

ご加入にあたっては、「重要事項説明書」をご確認ください。

- ※国内外24時間補償しますので、海外旅行なども安心です。
- ※傷害保険ですので、病気を原因とした補償はありません。
- ※バイク・原動機付き自転車等での他人に対する賠償事故の補償はありません(自動車損害賠償責任または自動車保険で補償)。ただし、本人のケガは補償されます。
- ※「育英費用」、「学資費用」、「賠償責任」、「借家人賠償責任」および「生活用動産」の各補償につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます。)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認のう

- え、ご加入ください。
- ※上記保険料は、4月末までに申込みの場合の保険料です。5月以降申込みの場合は取扱代理店までお問い合わせください。
- ※一人暮らし用タイプでお申込みをされた場合は、住所が決まり次第ご連絡ください。
- ※上記保険料は、職種区分A(学生等)の保険料です。職業をお持ちの学生の方は、職種によって保険料が異なり、上記ご契約タイプでのご加入ができない場合がありますので、取扱代理店にご照会ください。

万が一事故にあいましたら…

事故が起きた場合には、すみやかに引受保険会社まで、ご連絡ください。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故の際に引受保険会社が被害者の方と示談交渉を行います。その際には被保険者および被害者の同意が必要となります。示談金額を決定する場合には必ず事前に引受保険会社にご連絡ください。引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

事故の
ご連絡

共栄火災「あんしんほっとライン」

☎ 0120-044-077 24時間365日受付

加入者証

本制度は団体契約のため、最終加入者が確定後、一括して発送いたしますので暫くお待ちください。
加入者証到着までは、振込用紙の受領証が加入の証となりますので、大切に保管してください。
なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償されております。
ご安心ください。

学生総合プランの事故例



フーッ、
学生総合プランに入ってよかった。

1 傷害事故 [Aタイプでご加入の場合]

事故の形態		支払保険金	入院	通院	ギプス等	手術	事故例
傷害事故	運動中のケガ	189,000円	21日	17日	－	有 (入院中)	アメリカンフットボール競技中、転倒し、右足関節脱臼骨折
	学内でのケガ	103,000円	17日	9日	－	－	廊下を歩行中、滑って転倒、右足首骨折
	研修中のケガ	10,000円	－	5日	－	－	野外実習中、蜂に刺され、アレルギー反応が強く出てかぶれが生じた。
	交通事故	4,000円	－	2日	－	－	走行中の車両の助手席に搭乗中、停車中の車に追突し、胸部打撲

2 賠償事故

事故の形態		支払保険金	事故例
賠償事故	運動中の賠償事故	768,800円	スキーにて滑走中、前方不注意のため相手スキーヤーと接触し、相手が24日入院する事故があり、治療費、休業補償、慰謝料を支払った。
	日常生活での賠償事故	1,028,400円	不注意による水漏れ事故で階下に住む他人の家財道具と大家の建物に損害を与え、階下の学生と大家へ賠償金を支払った。自分の損害は、生活用動産で支払われた。(自分の損害はCタイプ、Dタイプのみ補償対象)

東京農業大学・学生総合プラン補償の概要

【補償の概要】 熱中症補償特約・特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 補償特約付帯こども総合保険

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (傷害補償条項)	死亡保険金 (★)	お子さま（被保険者＝保険の補償を受けられる方※1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	① お子さま（被保険者＝保険の補償を受けられる方※1）またはお子さまの親権者もしくは後見人の故意または重大な過失によるケガまたは特定感染症 ② 保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは特定感染症 ③ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは特定感染症
	後遺障害保険金 (★)	お子さま（被保険者※1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病し、発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて 死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注) 同一保険年度に生じた事故によるケガに対して合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	④ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ⑤ 脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ⑥ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
	入院保険金 (★)	お子さま（被保険者※1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2) 入院保険金支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは特定感染症 ⑧ 戦争、内乱、暴動などによるケガまたは特定感染症(※6) ⑨ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
	手術保険金 (★)	お子さま（被保険者※1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術(※3)を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ① 入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	⑩ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ⑪ おうちで、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	通院保険金 (★)	お子さま（被保険者※1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数（90日限度） (注1) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※4)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(※5)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	⑫ 疲労骨折、野球肩等は“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。 ⑬ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約の場合を除きます。） など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
育英費用 保 険 金 (育英費用 補償条項)	加入者証に記載された扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合または身体に所定の重度の後遺障害を負われた場合 (注) 重度後遺障害の例 ・両眼が失明したとき ・咀嚼くおよび言語の機能を廃したとき ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など	育英費用保険金額の全額 (注1) 他の保険契約等がある場合は、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 (注2) 次の場合には育英費用補償条項は失効します。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・お子さまが独立して生計を営むようになった場合 ・お子さまを扶養する方がなくなった場合	上記傷害保険金をお支払いできない主な場合③～⑧によるケガのほか ①お子さま（被保険者※1）または扶養者の故意または重大な過失によるケガ ②扶養者が左記の保険金をお支払いする場合に該当したとき、お子さま（被保険者※1）を扶養していない場合 など
学資費用 保 険 金 (学業費用 補償特約)	加入者証に記載された扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合または身体に所定の重度の後遺障害が生じた場合で、扶養者に扶養されなくなったためにお子さま（被保険者※1）が支払対象期間中に発生した学資費用を負担されたとき (注1)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注2) 重度後遺障害の例 ・両眼が失明したとき ・咀嚼くおよび言語の機能を廃したとき ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など	お子さま（被保険者※1）が支払対象期間中に負担した、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる学資費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をお支払いします。ただし、各支払年度について学資費用保険金額を限度とします。 (注1)「支払年度」とは初年度については扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する学業費用補償特約の終期の応当日までの期間、次年度以降については学業費用補償特約の終期の応当日から1年間をいいます。 (注2) 他の保険契約等がある場合は、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	
賠償責任 保 険 金 (賠償責任 補償条項 ＋ 賠償責任 補償条項の一部変更に関する特約 ＋ 賠償事故 解決特約付 帯)	あやまって他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、1 回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。（国内外を問いません。） ・お子さま（被保険者※1）ご本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 ・被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故 ・お子さま（被保険者※1）ご本人が居住する住宅内に保管中または本人が一時的に住宅外で管理中の受託品（日本国内においてお子さま（被保険者※1）ご本人が受託した財物）の損壊、紛失、盗取 (注1) 次の物は受託品には含まれませんのでご注意ください。 携帯電話、ノートパソコン、携帯ゲーム機、携帯オーディオプレーヤー、自転車、通貨、有価証券、貴金属、美術品、自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具、動・植物、建物（付属設備および付属建物も含む）、公序良俗に反する物 など (注2) 示談交渉サービスは国内の事故に限ります。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1) 損害賠償金は、1 回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、受託品の事故については被害受託品の時価を超えないものとします。また、情報機器等に記録された情報の滅失、損傷または汚損については、500 万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3) 他の保険契約等がある場合で、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 保険金の額 = 損害の額 - 他 の 保 険 契 約 等 か ら 支 払 わ れ た 保 険 金 ま た は 共 済 金 の 合 計 額 (注4) 訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	①被保険者（保険の補償を受けられる方）(※1)の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※6) ④職務遂行に関する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）(※8) ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦自動車※、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ※自動車は受託品の対象とはなりませんが、自動車の中にある受託品については、自動車の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任であっても、保険金をお支払いします。 ⑧お子さま（被保険者※1）ご本人が居住する住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故による損害賠償責任 など
借家人賠償 責任保険金 (借 家 人 賠償責任 補償特約)	日本国内においてお子さま（被保険者※1）が借用し、かつ、使用する加入者証記載の戸室を、次の事故で損壊したことにより、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ・火災 ・破裂または爆発	1 回の事故につき、借家人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、示談交渉に要した費用等もお支払いします。 (注1) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 (注2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。	前記、賠償責任保険金をお支払いできない主な場合 ①～⑦のほか ①お子さま（被保険者※1）が借用する戸室の増改築・取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ②お子さま（被保険者※1）と貸主の間で特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③お子さま（被保険者※1）が借用する戸室を貸主に引渡し後に発見された損壊に対する損害賠償責任 など
生活用動産 保 険 金 (生活用動産 補償特約)	お子さま（被保険者※1）の所有する生活用動産が日本国内における偶然な事故により損害を被った場合 (注1) 親族が居住する建物内に所在するお子さま（被保険者※1）の生活用動産は保険の対象には含まれません。ただし、賃貸契約を締結してお子さま（被保険者※1）が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産は、補償の対象となります。 (注2) 次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。	損害が発生した生活用動産の時価（以下「保険価額」といいます。）を基準に算定した損害額から、1 回の事故につき自己負担額（盗難について 10 万円、火災・落雷・破裂または爆発について 0 円、その他の事由については 1 万円）を差し引いた額をお支払いします。 また、生活用動産保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額）からお支払いした保険金の額を差し引いた額を限度として、損害の防止に要した費用をお支払いします。 (注1) 同一保険年度に生じた事故に対しては生活用動産保険金額が限度となります。	①お子さま（被保険者※1）の故意または重大な過失による損害 ②生活用動産の欠陥による損害 ③生活用動産の自然消耗、サビ、変色または虫食いなどによる損害 ④差押え、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ⑤生活用動産に対する修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故による損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
生活用動産 保 険 金 (生活用動産 補償特約)	通貨、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、航空券、稿本、設計書、貴金属、美術品、眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢、携帯電話、ノート型パソコン、タブレット、電子辞書、ハングライダー、ウインドサーフィン、パラセール、アクアランプ、船舶、自動車（含むバイク）、動・植物 など	(注2) 他の保険契約等から保険金または共済金 が支払われた場合は、保険金が差し引か れることがあります。	⑦詐欺または横領によって生じた損害 ⑧生活用動産の紛失または置き忘れによる 損害 ⑨生活用動産の風水災による損害 ⑩生活用動産の擦り傷、塗料のはがれ等単 なる外観の損傷 ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津 波による損害 など

(※1) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。なお、
続柄は、保険金支払の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*1	親権者およびその他の 法定監督義務者	配偶者	その他の ご親族*2
下記以外 (借家人賠償 責任を含む)	○	—	—	—
賠償責任*3 *4	○	○	○	○

- *1 加入者証記載の被保険者の方をいいます。なお、借家人賠償責任
では借戸室の賃借名義人が被保険者以外の場合は、その賃借名義
人を含みます。
- *2 被保険者ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者の「同居の
ご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、被
保険者ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者の6親等内の血
族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴
がないことをいいます。
- *3 受託品の損壊、紛失、盗取による賠償責任についても保険金支払
の対象となりますが、対象となる受託品はお子さまご本人が受託・
管理する財物に限ります。
- *4 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義
務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に
限ります。
「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していること
をいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、
実際に同居していることが基準となります。
- 〈「同居」となる場合の例〉
- ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合
を除きます。)に住んでいる場合
 - ・病院に一時的に入院されている場合 など
- 〈「同居」とならない場合の例〉
- ・単身赴任、海外赴任している場合
 - ・介護施設に永続的に入所されている場合 など
- (※2) 傷害補償条項における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急
性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含
みません。
育児費用補償条項、学業費用補償特約における「ケガ」には、有毒ガ
スまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中
毒を含みます。
- (※3) 対象となる手術は以下の①・②とします。
- ① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定
対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支
払い対象外の手術があります。

- ② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的
とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
- (※4) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、
肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
- (※5) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャレまたはシーネおよびこれらと同
程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋
骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。
- (※6) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、
テロ行為による場合は補償の対象となります。
- (※7) ●他の保険契約等から保険金または共済金支払われていない場合は、
この保険契約の支払責任額
●他の保険契約等から保険金または共済金支払われた場合は、支払責
任額が最も高い他の保険契約等の支払責任額から他の保険契約等から
支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険
契約の支払責任額を限度とします。
- (※8) 受託品に関する事故を除き、被保険者がゴルフの競技または指導を職業
としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。また、
お子さま(被保険者)ご本人のアルバイト・インターンシップに起因す
る損害賠償責任は補償の対象となります。
- (※9) 特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
を付帯している場合には、下記に該当する特定感染症が補償の対象とな
ります。
特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
る法律」に規定する一類・二類・三類の感染症をいい、次に掲げる感
染症をいいます。(2022年9月現在。今後の法の改正により、補償
の対象となる感染症が変更となることがありますのでご注意ください。)
なお、発病の認定は、医師(被保険者が医師の場合は、被保険者以外
の医師をいいます。)の診断によります。
- 【一類感染症】
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、
ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
- 【二類感染症】
急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの
に限ります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス
A属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1型また
はH7N9型であるものに限ります。)、中東呼吸器症候群(病原体がベ
ータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限ります。)
- 【三類感染症】
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、
バラチフス
新型コロナウイルス感染症は、2022年9月現在、特定感染症ではあ
りませんが、特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保
険金」補償特約を付帯している契約に自動セットされる「新型コロナ
ウイルス感染症追加補償特約(特定感染症補償特約用)」により補償
対象となります。

熱中症補償特約について

傷害補償条項の各保険金(★印を付した保険金)について、偶然な外来による
日射または熱射によって身体に障害を被ったときにもそれぞれの「お支払いす
る保険金」の内容に沿ってお支払いします。(育児費用補償条項、学業費用補償
特約においてはこのようなお取扱いはできません。)

急激かつ偶然な外来の事故とは

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性 = 突発的に、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性 = 身体の外部分からの作用によるもの

(上記3項目に該当しない例)

日焼け、熱中症(注)、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、
疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、
野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ
偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはな
りません。

(注) 本来、熱中症は保険金支払の対象外となりますが、「熱中症補償特約」を付
帯する場合は、傷害補償条項の各保険金について、「熱中症」を保険金支払
の対象として取扱います。(育児費用補償条項、学業費用補償特約において
はこのようなお取扱いはできません。)

子ども総合保険に関する注意いただきたい点

- お子さま(被保険者)の年令：保険期間の満了日において、お子さまが満
23歳未満であるか、学校教育法に定める学校(大学・短期大学など)の学
生である必要があります。
- 扶養者：お子さま(被保険者)の親権者であり(お子さまが成年に達した場
合は親権者である必要はありません。)、かつ、お子さまの生活費および学業
費用の全部または一部を継続的に負担して、お子さまの生計を支えている方
で、加入時にご指定いただいた1名の方をいいます。
- すでに存在している身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響に
よりケガの程度が重大となった場合、その影響がなかった場合に相当する保
険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケ
ガの要因が病気のみ起因する場合は、保険金支払の対象となりません。)

そ の 他

- ① このパンフレットは子ども総合保険の概要を説明したものです。ご不明な点
は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、ご加入の際は「重
要事項説明書」を必ずご一読ください。
- ② ご加入の内容に変更が生じた場合は取扱代理店または引受保険会社にご通知
ください。

取扱代理店 (ご契約内容やご契約内容の変更、あるいは加入者証のお問合せなど)

有限会社 農大桜丘

東京農業大学(高等学校・中学校・東京情報大学・稲花小学校)保険担当

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘3-9-31

TEL：03-3429-1983 FAX：03-3427-2271

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL：03-3504-2956 FAX：03-3504-1536